

特記仕様書

1. 適用

- (1) 本特記仕様書は、令和7年度道路改良関連国道153号伊那バイパス第7-3工区配水管布設替工事（以下『本工事』という。）に適用する。
- (2) 本工事の施工にあたっては、設計図書、伊那市水道整備課配水管布設（替）工事標準仕様書、伊那市給水装置設計施工基準、水道工事標準仕様書（日本水道協会発行）、及び本特記仕様書による。これらに記載のない事項については、長野県土木工事共通仕様書（長野県建設部）、土木工事現場必携（長野県）、長野県土木工事施工管理基準を準用する。

2. 請負人の義務

- (1) 本工事は、請負人の責任において施工技術を十分駆使することは勿論、関連する諸法令を遵守し、誠実かつ安全に施工すること。
- (2) 本工事における既設管の埋設位置等によって、設計寸法が多少異なることが考えられるが、請負人は、目的を理解し責任を持って施工すること。
- (3) 本工事で工事用仮設電力が必要となった場合は、請負人の負担で設置すること。
- (4) 本工事に必要な各種試験及び仮設材等に要する設備、材料、労力、その他一切の費用はすべて請負人の負担とする。
- (5) 請負人は、工事を施工するために下請け契約を締結したときは、建設業法第24条の7に準じて、施工体系台帳及び施工体系図を、水道整備課に提出しなければならない。なお、下請については、なるべく市内業者に請け負わせること。
- (6) 請負人は、水道管布設（替）工事を施工するときは、水道用耐震型高性能ポリエチレン管及びダクタイル鉄管（NS形、GX形）の各協会等主催の配管施工講習会を受講したものを見事代理人又は主任技術者に従事させること。

3. 布設工事監督者

本工事において布設工事管理者（総括監督員）（以下『監督員』という。）を配置する。

- (1) 布設工事監督者『監督員』の役割
水道法により、地方自治体が、水道施設の新設工事（更新・改造工事含む）や取水地点又は浄水方法を変更する工事をはじめ、給水する水質に影響があるような法令に定める水道の布設工事を行う際は、衛生工学等の専門知識を有し、技術上の監督業務を行うための資格者である「水道施設工事監督者」を配置する。
- (2) 布設工事監督者『監督員』業務の実施
工事の品質を確保するために、工事の施工段階において契約の適正な履行を確認するため監督業務を確実に行うこと。検査のみによっては契約の給付内容について確認の万全を期せられないものについては、その履行の過程において当該履行の場所において立会い、工程の管理、工事又は製造に使用する材料の試験若しくは検査によって工事の請負人に指示等をすることであり、建設工事はその性質上、工事完成後の検査のみでは施工の適否を判断することが困難であることから、工事の施工段階において監督による契約の履行の確認を行う。

4. 主任監督員

本工事において主任監督員（以下『副監督員』という。）を配置する。

- (1) 主任監督員『副監督員』の役割
副監督員は監督員の役割を遂行するための補助を行い、監督員が不在の場合、技術上の監督業務を代理を行う。技術上の監督業務は監督員と同等の扱いとする。

5. 打合せ

工事の実施にあたっては工事の適切な遂行を計るため、工事の主要な区切りにおいて、監督員又は副監督員と密接な連絡打合せを行い確認すること。

6. 工事内容

(1) 設計図書のとおり（概略抜粋）

工種	設計数量又は内容
本管布設	HPPE φ 100mm L=57m HPPE φ 75mm L= 29.5m DCIP(GX) φ 75 L=27.5m

7. 工期関係

(1) 標準工期契約

工期は、雨天・休日等、100日を見込み、着手の日から起算して、251日間とする。
なお、休日等には日曜日・祝日・夏季休暇及び年末年始休暇の他、作業時間内の全土曜日を含んでいる。

8. 工程関係

(1) 本工事に近接ないし競合して下記の工事が施工されるので、請負者間相互の連絡・調整を密にして施工すること。また、安全確保を充分行うこと。 なお、連絡及び調整事項の内容を監督員に報告すること。

発注者	工事名	工期	影響場所	備考
長野県 伊那建設 事務所	国道153号伊那バイパス 道路改良工事	令和8年10月27日	工事車両通行 地元生活道路	前原区 上牧区

(2) 本工事において、施工期間及び施工方法等に下記の制約条件があるため、適切な処置を行うこと。

制約条件	位置等	制約条件及び内容
施工時間	本工事全区間	民家が隣接のため夜間工事は行わないこと。

(3) 本工事において、下記のとおり関係機関及び地域住民との協議をするものとしている。

関係機関等	事項	制約内容	時期
伊那警察署	道路使用許可	通行規制	工事着手前
前原区 上牧区	回覧等	通行規制	工事着手前
各小中学校	事前協議	通学路確保等	工事着手前

9. 施工計画

(1) 施工計画書は、設計図書、「水道工事標準仕様書（日本水道協会発行）」、「伊那市水道整備課配水管布設（替）工事標準仕様書」、「長野県土木工事共通仕様書」、「土木工事現場必携」、「特記仕様書」及び現場条件等を考慮し、速やかに作成し提出すること。

(2) 本工事は、週休2日対象工事としているため、週休2日となるよう現場閉所日を設定し、施工計画書に明示すること。ただし、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間が生じる場合は、監督員と協議をして週休2日対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更施工計画書に明示すること。

(3) 請負人は、監督員の指示により、週休2日を実施する工事である旨を工事現場において明示すること。

10. 用地関係

- (1) 本工事で必要な用地の借用、及びこれに伴う諸手続については、請負者側で対応すること。特に「農地の一時転用」については、事前に地方事務所農政課、農業委員会等と調整をすること。また、この結果は写しを添付するなどして監督員へ報告すること。
- (2) 借地等の復旧については、原形復旧を原則とし、所有者、管理者等と立会いの上、借地期間内に返還まで完了すること。
返還の際には、所有者から返還以降の苦情が無いように対応し、必ず「返還承諾書」等の文書を取り交わしておくこと。
- (3) 借地等の復旧箇所については、着手前の状況を写真や測量成果等で記録するとともに、境界杭や構造物の移動については引照点等を設けるなど適切な管理を行い、必要に応じて所有者等の立会いを実施し、了解を得たうえで着工・完了しなければならない。

11. 周辺環境保全・管理関係

- (1) 自然環境の保全
本工事の施工に当たっては、現場周辺の自然環境に配慮し、地域住民の生活環境の保全に努めること。
- (2) 建設機械・設備は排出ガス対策型機械使用を原則とする。
本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成3年10月8日付建設省経機発第249号最終改正平成9年10月3日建設省経機発第126号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用するものとする。排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業に評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これによりがたい場合は、担当監督員と協議するものとする。
排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において、使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

排出ガス対策型建設機械を原則使用する機種

機種	備考
一般工事用建設機械 ・バックホウ・ブルドーザ ・ホイルローダ{トラクタショベル（車輪式）} ・発動発電機（可搬式）・空気圧縮機（可搬式） ・油圧ユニット （以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの；油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機） ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ラフテレーンクレーン{ホイールクレーン}	ディーゼルエンジン（エンジン出力7.5kw以上260kw以下）を搭載した建設機械に限る。

- (3) 現場発生残土等各種資材を搬出時には、運搬車両等から土砂を確実に除去してから一般道へ出ること。なお、一般道が当該工事による原因で破損及び汚れた場合は、請負者の責任において対処すること。
- (4) 特に住宅近接地域での騒音・振動等、水田や畑への排水の流出等の公害防止対策を事前に十分検討するとともに、問題が生じた場合は速やかに対処すること。特に重機使用に伴う油脂類の流出について留意して取り扱うこと。施工計画において監督員と協議すること。
- (5) 地下掘削工事は、周囲の構造物及び地表への影響が出ないよう、掘削量等の施工管理を適切に行い、沈下や陥没等が生じた場合は公衆災害防止処置を直ちに講じるとともに速やかに監督員に報告しその後の対応にあたること。
- (6) セメント及びセメント形固化剤を使用する際には、あらかじめ六価クロムの溶出試験を行い、自然環境等に悪影響を及ぼさない措置を講ずること。施工計画において監督員と協議すること。
- (7) 過積載防止関係
 ア 取引メーカー業者から購入する各種材料（生コン・As・骨材等）や下請業者についても過積載防止対策の範囲とする。
 イ 対策について、施工計画書（施工方法）に具体的に記載すること。
 ウ 工事現場において過積載車両等が確認された場合、速やかに改善を行うとともに発注者にその内容を報告すること。
 エ 定期的に過積載に関する検査を行うこと。
- (8) 温室効果ガス削減対策
 本工事における温室効果ガスの排出量の削減に心がけること。

12. 安全対策関係

- (1) 工事現場に於いては、長野県土木工事共通仕様書1-1-37に基づき、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- (2) 安全教育、研修及び訓練については、工事期間中、月一回（半日）以上実施し、この結果は工事日誌へ記録するほか工事写真も整理のうえ提出すること。
- (3) 本工事における交通整理員は、下記のとおり配置を計上している。なお、近接工事などで交通量が増減した場合、道路管理者等からの要請により現場条件に著しい変更が生じた場合や、通学路等で安全確保のため配置をした場合を除き原則として設計変更の対象としない。その他の場合については監督員と協議すること。

工種	配置場所	配置員数	施工時間	備考

- (4) 交通安全施設については、下記により実施することを原則とする。施工計画において監督員と協議すること。
 ア 工事案内板の規格および掲載項目については、あらかじめ監督員と協議するところによる。
 イ 仮設ヤードまわりは、パネルフェンス等を単管等で固定し、公衆の安全対策を講じること。
 ウ 車道部分に接し、車など飛び込みの恐れのある場合はガードレール・視線誘導板、回転燈等を設置するとともに、特に夜間の安全対策に配慮のこと。
- (5) 交通規制箇所については、規制期間を極力短くし、袋小路にならないように計画すること。また、行事等の時期を把握し、地元の希望に沿う規制方法とすること。

(6) 通勤・通学時間帯については、交通渋滞の緩和に努めること。

13. 仮設工事等関係

(1) 工事用道路関係

公道および私道を工事用道路として使用する場合は、交通整理、安全管理を十分に行い、事故・苦情が無いようにすること。また、道路及び付属施設を破損した場合は、監督員へ報告・協議のうえ請負者の責任において速やかに原型復旧すること。

(2) 水道仮設配管関係

仮設資材においては、任意であるが仮設配管中、漏水、破損等起こらない資材とする。また、工事が冬期期間中に差し掛かる場合には、凍結防止等の対策を十分に行うこと。もしも、凍結した場合は、監督員連絡体制をとり、解除に向けた素早い対応を行うこと。

14. 残土・廃棄物関係

(1) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき「説明書」、「告知書」の写し、「再生資源化等報告書」を監督員へ提出すること。また、対象工事は契約締結前に法第12条第1項の規定に基づいて、発注者に対し事前説明を行うこと。なお、様式等については長野県のHPを参照すること。

(<http://www.pref.nagano.jp/jyuutaku/kentiku/recycle/recycle.htm>)

本工事の施工において生じる産業廃棄物及び発生土の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。施工計画において監督員と協議すること。

なお、処分先の変更及び処分費について変更がある場合は監督員と協議すること。

(2) 建設発生土

受入場所・仮置場所	処分方法	運搬距離	特記事項
地先	任意	2.0 km	

(3) 特定建設資材

種別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
アスファルト	再利用	処理工場名 数 量	株高坂商会 伊那工場 0.3 m ³		
コンクリート 塊		直接工事費	運搬費 : 923 円 処分費 : 840 円		
セメント	無筋 Co	再利用	処理工場名 数 量	無し	
コンクリート 塊	鉄筋 Co	再利用	直接工事費	運搬費 : 円 処分費 : 円	
セメント	二 製次 品	再利用	処理工場名 数 量	無し	
建設資材木材		再利用	直接工事費	運搬費 : 円 処分費 : 円	

(4) 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種別		処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等		
木くず（伐根・伐採材）	再利用	処理工場名 数 量	無し		
汚泥	再利用	直接工事費	運搬費 : 円 処分費 : 円		
		処理工場名 数 量	(有)田切クリーンセンター 0.02 t		

		直接工事費	運搬費	: 273 円	処分費	: 720 円
その他（金属クズ他）	再利用	処理工場名 数	量	無し		
		直接工事費	運搬費	: 円	処分費	: 円

(5) 建設副産物の運搬・処理について

- ア 建設副産物の運搬を廃棄物処理業者に委託する場合には、必ず書面による委託契約を締結すること。
- イ 運搬及び処分を業とする許可証を確認し、添付すること。
- ウ 下請業者が建設副産物を運搬・処理を行う場合でも、下請契約とは別に委託契約を締結する。
- エ マニュフェストにより、適切に運搬・処理されているか確認を行うとともに、マニュフェスト（A,B2,D,E表）の（写）及び再資源化施設、最終処分場との関係を示す写真を竣工書類に添付すること。
- オ 請負者が施工計画書に記載若しくは整備すべき事項

記載事項

処理方法	1 再資源化	2 破碎処理	3 焼却処理	4 埋立処分場	5 その他
処分先 (業者)	業者名 住 所			許可番号	
運搬委託先 (委託の場合)	業者名 住 所			許可番号	
その他	資源化の 方法など				

添付書類

- ア 処理先の許可書の写し及び（収集運搬を委託する場合）収集運搬業者の許可書の写し
- イ 請負者と処理又は運搬業者との契約書の写し
- ウ 処理業者の所在地及び計画運搬ルート

(6) 再生資源利用等計画書、実施書の提出

- ア 施工計画書にあわせて「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を提出する。
- イ 竣工時に「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を作成し、提出する。
- ウ 作成は、指定されたシステムにより行い、実施書はデータの入力された電子記憶媒体を添付する。
- ※ 今まで使用していたクレダス“CREDAS”については平成30年3月31日に廃止となりました。今後、「建設副産物情報交換システム」（オンラインシステム 通称 コブリス“COBRIS”）の登録等必要となります。
- エ 対象は、量の多少にかかわらず発生する工事の全てとする。

15. 品質及び技術管理関係

- (1) 「長野県土木工事施工管理基準（平成22年版）」の品質管理基準及び規格値の試験区分に記載の必須試験（共通仮設费率（技術管理費）に含まれる。）を実施すること。また、下記表に試験項目の記載がある場合は、別途計上しているので、監督員と協議の上試験を実施するものとする。

検査項目	調査数量	仕 様
通水試験 (水圧試験)	0.5日	設定水圧：0.75MPa 水圧保持時間（給水分岐なし）：1時間 水圧保持時間（給水分岐なし）：15分 基準水圧：設定水圧と同じ

(2) 建設資材の品質記録保存

下記に示す土木構造物については、建設資材の品質記録保存実施要領に基づき建設資材

の品質記録（マイクロフィルム、縮刷製本、電子記憶媒体）を作成し、工事完了時に提出する。

① 本設計には土木構造物は無し

(3) 工事カルテ作成、登録について

請負者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、工事実績情報サービス（CORINS）入力システム（（財）日本建設情報総合センター）に基づき「工事カルテ」を作成し監督員の確認を受けた後に、直ちに登録を行い発行された「工事カルテ受領書」の写しを監督員に提出する。提出期限は、以下のとおりとする。

ア 受注時登録、変更時登録は、契約締結後10日以内（土曜日、日曜日、祝日等をの除く）に登録するものとする。

イ 竣工時登録は工事完成後10日以内に登録するものとする。

ウ 変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時登録を省略し、竣工時登録にあわせて行うこととする。

(4) 建設資材のうち、コンクリート圧縮強度試験及び鉄筋試験等については、原則として、建設技術センター試験所にて行うこと。また、圧縮試験供試体には、請負者の主任技術者又はコンクリート担当技術者がサインしたQC版を入れる。

(5) コンクリート品質管理の取扱いについて

ア コンクリート担当技術者の配置

a 請負者は、50m³以上のコンクリート工事においては、コンクリート担当技術者を配置し、施工計画書に明示する。

b 同技術者は、主任技術者及び監理技術者との兼務は可能である。また、現場代理人が主任技術者の資格を有する場合は兼務が可能である。

イ 責任分界点からの請負者が行う品質管理

a 請負者は「責任分界点」から先の全ての品質管理に責任を負うものであり、品質管理のための試験等を生コン会社に委託した場合には、その全てに立合うこと。

ウ 生コン納品書（伝票）の扱い

a 生コン納品書は竣工成果品として提出するものとする。

b 納品書には工場発時間、現場着時間及び打設完了時間を記入するものとする。

エ 小規模工事のコンクリート品質管理

コンクリート品質管理の内、施工時の圧縮強度時間、スランプ試験、空気量測定の回数は次のとおりとする。

a 1回／日または打ち込み中に品質変化が認められたとき。

b 監督員が必要と認めたとき。

(6) 工事に使用する材料の承認

工事で使用する材料は「材料承認願い」を提出し、監督員の承認を得ること。ただし、一括承認を得たものに関してはこの限りではない。また、使用材料について、監督員による材料検査を受けること。立ち合いによる検査が困難な場合は、書面及び写真による検査にかえることができるがその際は、監督員に協議すること。材料検査の頻度は各部材1回程度とする。なお、工事用資材の調達にあたっては、なるべく市内業者から購入することを努めること。また、グリーン購入推進に努めること。

(7) 段階確認について

現場の進捗にあわせて、下記の項目及び監督員の指示した事項について監督員による立ち合い確認を行うこと。立合い確認の頻度は、各路線当たり1回程度とする。

ア 舗装切断予定箇所

イ 掘削（深さ・幅）

ウ 管（本管）の据え付け高さ

エ 管（本管）の接合（各管種毎に規定された事項）

オ 埋戻し厚（砂・下層路盤・上層路盤）

(8) 水圧試験

水圧試験を実施した際に漏水が疑われる場合は、監督員に報告した上で漏水個所の確認を行うこと。また、その後の対応については、監督員の指示に従うこと。

(9) 写真管理

工事写真においては、各必携、施工管理書等に沿った管理を行っているが、追加として、施工の流れとして工事の一連が分かる写真（舗装切断→掘削→基面整正→砂基礎→管布設→砂埋戻→埋戻→舗装復旧等）を1セット添付すること。

また、給水取出の位置等分かるように、外観の風景と共に写真に収めること。

詳細については、監督員と協議を行い、落ちのないようにすること。

16. 各種調査・試験に対する協力

- (1) 「土木工事共通仕様書」1-1-1-7に基づき、発注者が自ら又は、発注者が指定する第3者が行う下記調査・試験等に対して、協力しなければならない。なお、下記調査・試験等を実施する場合は、監督員から指示するものとする。
- ア 公共事業労務費調査
イ 諸経費動向調査
ウ 施工合理化調査（歩掛実態調査）

17. 出来形関係

(1) 出来形の提出

工事の出来形図（管割図、給水図）については、書面及び電子記憶媒体で提出すること。電子記憶媒体については、CDまたはDVDとする。また、用紙サイズはA3とし、保存形式はjww形式とすること。

なお、上記による提出ができない場合は、監督員に協議すること。

18. 建設業退職金制度について

- ア 建設業者は自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
イ 建設業者が下請契約を締結する際は下請業者に対して、建退共制度の趣旨を説明し、下請業者が雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証紙をあわせて購入し現物により交付すること。または建退共制度の掛金相当額を下請代金中に算入することにより、下請業者の建退共制度への加入並びに共済証紙の購入及び貼付を促進すること。
ウ 請負代金の額が800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、建設業者は建退共の発注者用掛金収納書を工事契約締結後1ヶ月以内に発注者に提出すること。なお、建退共対象労働者を使用しない場合は理由書を提出すること。

19. その他

(1) 関係機関・自治体等との近接協議

関係機関	近接内容	条件等
伊那建設事務所	国道153号伊那バパス 道路改良工事	受注業者と協議を行い、 道路工事施工前に上水道工事を施工

- (2) 暴力団関係者等から工事妨害などの被害を受けた場合は、速やかに被害届を警察に提出すること。

(3) 給水管（給水取付管）について

ア 本市は、水道の有収率向上を最重要課題として老朽管の更新等取組んでいる。しかし、本管から各戸メーターまでの給水管に多くの漏水が見受けられるため、原則、各戸メーターまでの間、止水栓まで給水管（給水取付管）の布設替を行うこと。また、高性能ポリエチレン管融着接合施工とする。ただし、構造物等により、施工が困難な場合は監督員と協議を行うこと。

イ メーター位置が離れている場合、需要者と協議を行い、各戸メーターを官民界から、

約2m以内での布設を推奨すること。ただし、この場合、施工方法及び負担等、施工前に監督員と協議を行うこと。

ウ 前項イの推奨により、メーター位置を変更した場合は、市の水道事業給水条例に従い、給水装置工事申請書（改造）を作成し、市の水道整備課給排水係へ提出すること。

尚、この申請に係る検査手数料については、本工事費に計上するものとする。

(4) その他

ア 「熱中症対策に資する現場管理費補正」の試行対象工事である。熱中症対策を実施した場合、受注者は根拠資料を作成し、監督員に提出するものとする。

尚、詳しい要領等は長野県のホームページを参照のこと。